

掛川市社会教育施設
生涯学習センター
美感ホール
文化会館シオーネ
指定管理者募集要項

令和6年5月
掛川市文化・スポーツ振興課
文化政策係

次のとおり、掛川市生涯学習センター及び掛川市美感ホール並びに掛川市文化会館シオーネの管理運営にあたり、指定管理者を募集します。

1 指定管理者の募集

本市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、掛川市生涯学習センター条例（平成17年条例第157号。以下「学習センター条例」という。）第4条第1項、掛川市美感ホール条例（平成17年条例第158号。以下「美感ホール条例」という。）第4条第1項、掛川市文化会館シオーネ条例（平成17年条例第160号。以下「シオーネ条例」といい、学習センター条例と美感ホール条例とシオーネ条例を併せて「施設条例」という。）第4条第1項の規定により、掛川市生涯学習センター及び掛川市美感ホール並びに掛川市文化会館シオーネの3施設について一括で管理運営業務を行う指定管理者を募集します。

2 施設の管理運営方針及び指定管理者に期待する役割

各施設の設置目的は次のとおりです。

生涯学習センター：教育文化の向上並びに郷土を担う人材育成を通じた特色ある地域文化の育成及び創造を図る。

美感ホール：市民文化の向上及びコミュニティ活動の推進を図る。

文化会館シオーネ：市民の芸術及び文化の向上並びに福祉の増進を図る。

上記3施設は、本市が策定した文化振興計画において文化振興の拠点となる施設に位置付けています。施設の管理運営方針は、3施設を一体的に管理することで各施設が有する設備や地域性を最大限活かし、市民の学習意欲に応える講座の開催や文化意識を高揚させる催事の展開等を図るとともに、市民団体等との連携や協働による市民の文化芸術活動の拠点づくりに努めるとともに、市民満足度を最大化するサービス提供を通じ収支的にも健全かつ安定的な施設経営の実現を図ることです。

この方針の具現化のため、指定管理者がこれまで培ってきた経験及び技術等が最大限に発揮される積極的な事業展開を期待します。

3 管理運営の対象施設

指定管理者が管理運営を行う本施設の名称及び所在地については、次のとおりとします。

(1) 生涯学習センター

① 施設の名称及び所在地

掛川市生涯学習センター 掛川市御所原17番1号

② 施設概要

敷地面積 17,931m²

施設規模 鉄筋コンクリート平屋建（地上一部2階）

延床面積 6,833.02m²

主要施設

- ・ホール 1,075席（固定席651席（車椅子用6席含む）＋移動席424席）
- ・リハーサル室 78.22m²
- ・第1準備室 40m²
- ・第2準備室 35m²
- ・第3準備室 35m²

- ・第1会議室 72m² 定員 16人
- ・第2会議室 72m² 定員 43人
- ・第3会議室 72m² 定員 43人
- ・第4会議室 216m² 定員144人
- ・料理室 69.37m² 定員 25人 調理台 5台
- ・和室 72m² 定員 40人
- ・工作室 72m² 定員 30人 工作台 9台
- ・ギャラリー 約100m²
- ・催物広場
- ・休憩室（ロビー）
- ・担い手の部屋
- ・野外催物広場
- ・駐車場（200台）

③ ホール主要設備

- ・舞台設備
- ・音響設備
- ・照明設備
- ・電動式移動観覧席

(2) 美感ホール

① 施設の名称及び所在地

掛川市美感ホール 掛川市亀の甲一丁目13番7号

② 施設概要

敷地面積 1,544,50m²

施設規模 鉄骨造地上2階建

建築面積 906.01m²

施設内容

- ・ホール 270席（固定席221席+移動席49席）
- ・リハーサル室兼会議室1（29.7m²）
- ・リハーサル室兼会議室2（28.4m²）

(3) 文化会館シオーネ

① 施設の名称及び所在地

掛川市文化会館シオーネ 掛川市大坂7373番地

② 施設概要

敷地面積 50,295m²

施設規模 鉄骨鉄筋コンクリート造・地上2階建

延床面積 5,290m²

主要施設

- ・大ホール 652席（障がい者用4席、母子室2室6席）
- ・小ホール 200席（移動席）
- ・大会議室 定員100人 仕切りにより2室に分割可
- ・小会議室 定員14人

- ・和室 24畳
- ・楽屋 5室（楽屋1～楽屋5）
楽屋1にはユニットバス有り。楽屋4は和室
- ・スタッフルーム
- ・稽古場 約50㎡
- ・展示ホール
- ・野外ステージ
- ・駐車場（210台）
ホール主要設備
- ・舞台設備
- ・音響設備
- ・照明設備

4 指定管理期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで5年間とします。また、管理運営に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとします。

5 業務要求水準

市が求める指定管理の業務要求水準は、別冊「業務仕様書」のとおりです。

6 指定管理者が行う管理運営の業務内容

施設条例、掛川市生涯学習センター条例施行規則（平成28年規則第20号。以下「学習センター規則」という。）及び掛川市美感ホール条例施行規則（平成28年規則第21号。以下「美感ホール規則」という。）並びに掛川市文化会館シオーネ条例施行規則（平成28年規則第22号。以下「シオーネ規則」といい、学習センター規則と美感ホール規則とシオーネ規則を併せて「施設条例規則」という。）その他、市が定めるところに従い、指定管理者が自ら事業計画を策定し、市の承認を得た後、当該計画に基づいて施設の管理運営に必要な全ての業務を行ってください。

なお、業務内容の詳細は別冊「業務仕様書」のとおりです。

(1) 指定管理料

5年間の上限額	752,000,000円	（うち消費税及び地方消費税68,363,636円）
---------	--------------	---------------------------

- ① 毎年度予算額の範囲内で、施設の管理運営費に係る指定管理料を支払います。
- ② 指定管理期間全体の上限額は752,000,000円です。
- ③ 申請の際は、上記の上限額以内で5年間の管理経費を御提案ください。上限額を超える提案内容は受理しません。
- ④ 指定管理料は精算しません。ただし、事業計画及び仕様書等に記載された業務を実施しなかった場合等、当初の指定管理料を支払うことが適当でない場合は、精算することがあります。
- ⑤ 指定管理業務の実績により生じた赤字（損失）について市は補てんしませんが、次の経費は市が負担します。
 - ア 現状の機能を回復するための修繕で、1件30万円以上の修繕費用（グレードアップは含まない。）
 - イ 建物の躯体、防水、外装及び基幹的な設備等の改修整備費用
 - ウ 地震その他災害発生時の復旧費用

エ 市が政策的意図に基づき、施設の管理運営に関する指定管理者の裁量を制限する場合の影響相当額

(2) 独立採算制による管理運営への移行の検討

市は、管理運営業務の開始後、施設の収支状況を評価し、収支均衡が図られると判断するときは、指定管理者と指定管理料の減額について検討します。

更に、収入額が支出額を上回ると判断するときは、指定管理料の支出を取り止め、独立採算制による管理運営への移行を検討します。

(3) 施設設備等に対する指定管理者の投資

施設の設置目的が損なわれない範囲で、利用者のサービス向上のために施設の新築、増改築及び機械設備の充実等、市が承認した事業計画に基づき、指定管理者自ら投資を行うことができます。

指定管理期間満了時或いは指定管理者交代時における本資産の取り扱い、投資に関する事業計画が提出された際に市、指定管理者双方で事前協議を行い決定します。

なお、指定管理者の責めに帰すべき理由により、指定管理者が交代する場合には、市は事前協議の結果に関係無く、残存価値による買い取りを行いません。

(4) 開館時間及び休館日

条例及び規則で、原則的な開館時間及び休館日を規定していますが、これを指定管理者が自ら策定した事業計画書に整合する内容で再設定し、市の承認を得て変更することができます。なお、開館時間及び休館日等を変更する場合は、これを広く周知してください。

※ 条例及び規則で規定する開館時間及び休館日（3施設共通）

① 開館時間

午前9時から午後10時

② 休館日

月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条各項の休日にあたるときは、直後の休日以外の日）及び12月28日から翌年の1月4日まで

(5) 禁止事項

次の事項については、禁止します。

① 市の承認がない事業計画の実施

② 公の秩序または善良な風俗を乱す恐れがあると認められる行為

③ 集団的または常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織の利益になると認められる行為

④ その他各3施設の使用を不相当と認めるとき

(6) 区分会計の独立

指定管理者は、施設の管理運営に関する経理について、自身の団体と独立した会計帳簿等を作成してください。

ただし、管理運営業務に関する経理について、運営上、専用口座で管理することが困難な場合はこの限りではありませんが、当該事業の収入及び支出については自身の団体と区別して管理してください。

(7) 地震その他災害発生時の取り扱い

当該施設は地震その他災害発生時等の有事の際は、市が施設を優先利用します。また、生涯学習センター及び美感ホールは防災拠点となっていますので、指定管理者には、防災拠点

としての機能発揮及び運営について、最大限御協力をいただきます。

なお、協力を要した費用については、市と指定管理者の協議の上、適当と認められる費用について、市が負担します。

7 利用料金及び自主事業収入

(1) 利用料金収入

市が条例に定めた利用料金に基づいて行った時間貸し、施設貸し等により得た利用料金は、指定管理者の収入とします。

ただし、条例に定める利用料金は上限であり、それ以内ならば市の承認に基づき、指定管理者が料金の設定を行うことができます。

(2) 自主事業収入

自主事業の料金設定は、指定管理者が自ら事業計画の中で定め、市の承認に基づき設定することができます。その事業収入は、指定管理者の収入とします。

(参考例)

- ① 教室等事業収入
- ② 興業等事業収入
- ③ 物販事業収入（自動販売機等）

8 応募資格

(1) 個人ではなく、法人又はその他の団体（以下「団体」という。）であることが必要です。

(2) 3施設を一体的に管理することができる団体であることが必要です。

(3) 複数の団体がグループを構成して応募することは可能です。この場合、当該施設の管理運営コンソーシアムを設立し、構成団体にコンソーシアム協定を締結してください。

(4) 次の各号に該当する団体（コンソーシアムの構成員も含む。）は応募できません。

- ① 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき、更生又は再生の手続きをしている団体
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本市の一般競争入札の参加を制限されている団体
- ③ 国税及び地方税を滞納している団体

(5) 複数の団体がグループを構成して応募する場合は、次の事項に留意してください。

- ① コンソーシアム協定で選出された代表団体が、応募に関する全ての事務を行ってください。
- ② コンソーシアムには名称を付け、その名称で応募してください。
- ③ 13の提出書類の(2)及び(5)から(8)については、構成員全員がそれぞれ御提出ください。
- ④ コンソーシアムの構成員は、他のグループの構成員となり、又は単独で応募することはできません。
- ⑤ コンソーシアム協定書に規定される事項は、別冊様式集の「指定管理業務に関するコンソーシアムの考え方について」を参照してください。

9 募集要項の配布

(1) 配布期間等

- ① 期 間：令和6年5月9日(木)から令和6年5月24日(金)まで。
- ② 時 間：午前8時30分から午後5時15分まで（※土日は除く）

(2) 配布場所

掛川市文化・スポーツ振興課文化政策係(市庁舎3階北側)

(3) 配布方法

配布場所に来所又は、掛川市ホームページからダウンロードしてください。郵送での配布は行いません。

10 募集説明会の開催

(1) 開催日程等

日 時：令和6年5月29日(水)

場 所：掛川市役所 4階 会議室2

内 容：募集要項の内容説明及び質疑応答

その他：希望があれば、説明会終了後、施設見学を行います。

(2) 申込方法

参加を希望する場合は、募集説明会参加申込書(様式4)に記入の上、掛川市文化・スポーツ振興課文化政策係(市庁舎3階北側)へ持参、郵送、FAX又は電子メールにより送付してください。

なお、参加人数については、1申請者につき2人までとします。

(3) 申込期間

令和6年5月9日(木)から令和6年5月24日(金) 午前8時30分から午後5時15分まで。
(※土日は除く※郵送の場合は、令和6年5月24日(金)午後5時15分必着)

11 質問の受付

(1) 受付方法

質問票(様式5)に記入の上、掛川市文化・スポーツ振興課文化政策係へ電子メールにより送付してください。

(2) 受付期間

令和6年5月29日(水)から令和6年6月13日(木)正午まで

(3) 回答方法

令和6年6月21日(金)正午までに掛川市ホームページで回答を公開するとともに、全ての募集説明会参加団体に対し電子メールにて回答を送付します。

12 申請書の受付

(1) 提出方法

掛川市文化・スポーツ振興課文化政策係(市庁舎3階北側)へ持参又は郵送にて御提出ください。FAX、電子メールでの提出はできません。

- (2) 受付期間
令和6年7月10日(水)から令和6年7月11日(木) 午前8時30分から午後5時15分まで
(※土日は除く※郵送の場合は、令和6年7月11日(木)午後5時15分必着)
- (3) 受付場所
掛川市文化・スポーツ振興課文化政策係(市庁舎3階北側)
- (4) 提出書類の部数
正本1部、副本8部(副本は写しで可)。

13 提出書類

提出書類は、証明書を除きA4サイズを原則とします。
なお、様式については掛川市ホームページからダウンロードできます。

- (1) 指定管理者指定申請書(学習センター規則 様式第1号)
(美感ホール規則 様式第1号)
(シオーネ条例規則 様式第1号)
- (2) 団体概要書(様式1)
- (3) 事業計画書(様式2)
- (4) 施設管理運営に関する業務の収支計画書(様式3) ※指定管理期間5年分
- (5) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類の謄本
- (6) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び法人等にあつては直近3カ年における事業報告書、貸借対照表、損益計算書(販売費及び一般管理費の明細があるもの)及び株主資本等変動計算書、法人以外にあつては、収支計算書
- (7) 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本
- (8) 直近1年間の国税(法人税、消費税及び地方消費税)、法人市県民税の納税証明書
- (9) グループで応募する場合は、コンソーシアム申請構成表(様式6)
- (10) グループで応募する場合は、コンソーシアム協定書(様式自由。ただし、別冊様式集の「指定管理業務に関するコンソーシアムの考え方について」を御参照ください。)
※(2)(3)(4)については、3施設一括で作成し御提案ください。また、(3)(4)は各施設の計画書(内訳)を添付してください。

14 指定管理者候補者の選定

- (1) 選定方法
指定管理者候補者の選定にあたっては、掛川市指定管理者候補者選定委員会において、応募者から当該施設の管理運営に対する企画を御提案いただき、選定基準に基づき審査した上で、その中から最も優れた提案をしていただいた応募者を指定管理者候補者として選定します。
- (2) 選定基準
指定管理者候補者の選定にあたっては、総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者候補者として選定します。本施設に関する選定基準を選定前に公表しますので、市ホームページを参照ください。

- ① 指定管理に対する意欲、抱負、理念について

- ・ 応募者の姿勢には、意気込みや熱意が感じられ、期待できるか。
- ② 市の業務要求水準を達成する方策について
- ・ 目標達成に向けた提案は、実施可能なものか、継続性・発展性はあるか。
 - ア サービス内容に対する満足度を高める方策
 - イ 従業員の応対(接遇)に対する満足度を高める方策
 - ウ 施設の安全対策に対する満足度を高める方策(事故防止、情報管理、法令遵守、危機管理など)
 - エ 施設的美観・清潔感に対する満足度を高める方策
 - オ その他人材育成を含め、施設の管理運営全体の満足度を高める方策
- ③ 応募者の経営実績を反映させる方策について（応募者が提案する自主事業の内容）
- ・ 応募者の実績、経験、技術は当該施設の管理運営に有効か。また、応募者の実績、経験技術が最大限に反映された内容か。
 - ・ 提案内容は、市の政策的戦略に整合するか。
 - ・ 利用促進策や自主事業は具体的かつ計画性、実効性、継続性、発展性ある内容か。
- ④ 収支の試算内容について
- ・ 利用促進策や自主事業の内容に対して、妥当性のある試算条件か、無理はないか。
 - ・ 応募者から提案された指定管理料は、上限額と比較してどうか。
 - ・ 管理運営経費の具体的な削減策が提示されているか、また、それは実施可能なものか、無理はないか。
- ⑤ 施設管理を安定して行う物的能力及び人的能力について
- ・ 組織の構成と考え方はどうか、また、応募者が提案する開館時間、休館日に組織構成と人員配置が整合するか。
 - ・ 業務内容と職能に応じた人材確保や育成策は具体的か、適切か。
 - ・ 団体等の財務状況の健全性はあるか。

15 選定結果の通知

選定結果は、申請者あてに、令和6年8月上旬までに通知します。
また、審査項目、配点及び選定結果は、市ホームページで公表します。

16 指定管理者の指定

指定管理者候補者に選定された団体については、令和6年8月の掛川市議会定例会の議決（議決予定日：令和6年9月30日（月））により、指定管理者として指定します。

17 協定書の締結

議会の議決により指定管理者として指定された後、協定を締結します。

(1) 包括協定

指定期間中を包括し、市が承認した事業計画に基づき、包括協定を締結します。

(2) 単年度協定

毎年度、市が承認した計画書に基づき、単年度協定を締結します。

18 留意事項

- (1) 申請に係る経費は、すべて申請者の負担とします。
- (2) 申請者に対して、提出された書類の内容について説明を求めることがあります。
- (3) 提出された書類の内容を変更することはできません。
- (4) 次に掲げる場合に該当したときは、当該申請は失格又は無効とします。
 - ① 提出された書類に虚偽の記載があったとき。
 - ② 申請者による業務履行が困難であると判断される事実が判明したとき。
 - ③ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていなかったとき。
- (5) 提出された書類は、返却しません。
- (6) 申請者が提出した企画提案書等一式は、掛川市情報公開条例（平成17年条例第15号。）第2条第2項に規定する公文書として、開示請求の対象となることがあります。

19 責任分担

市と指定管理者の責任分担は、別添「業務仕様書」のとおりです。

20 再委託の取り扱い

- (1) 全部委託の禁止
指定管理者は、受託業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。
- (2) 部分委託の取り扱い
施設の管理運営を効率的・効果的に行う上で必要と判断される業務は、業務の一部を第三者に委託することができます。
- (3) 協働型の部分委託の促進
業務の部分委託を行う際、施設の特定利用団体や支援組織等が「自らの活動の場は自らの手で」という協働の精神に立脚して施設管理業務に参画する意思がある場合は、積極的に当該団体等に対し部分委託することとします。
また、市は市民協働を推進する観点から、協働型の部分委託について、受託者として適格な者を推薦し、受託について協力を求めることがあります。
- (4) 多様な担い手の育成
指定管理者は、サービスの向上や事業の実施等について、市民、ボランティア及びNPO等の参画機会を積極的に確保してください。

21 違約金

安定かつ適切な施設の管理運営を確保するため、指定管理者が正当な理由がなく施設の管理運営を実施しない等の理由で指定を取り消されたときや、指定管理者の自己都合により指定管理期間満了前に撤退したときは、市は指定管理者に対し違約金を請求します。

- (1) 違約金の額は、市が算出した年間施設管理運営費を12で除し、1ヵ月分の概算施設管理運営費を算出した上で、その4ヵ月分に相当する額とします。
なお、算出額に千円未満の端数が生じる場合は、切り捨てます。
- (2) 納入期限は、市から違約金の請求があった日から30日以内とします。

22 損害賠償責任

- (1) 指定管理者は、次のいずれかに該当したときは、その損害を賠償することになります。なお、この場合において違約金の額を超えて市に損害が発生した場合は、市は指定管理者にその賠償金を追加請求します。
 - ① 当施設の管理運営の実施に関し、指定管理者の責めに帰すべき理由により、市又は第三

者に損害を与えたとき。

② 市が地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者とする指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、市に損害を与えたとき。

③ 指定管理者の自己都合により指定管理期間満了前に撤退し、市に損害を与えたとき。

(2) 前記(1)の②及び③の場合の損害賠償の金額は、市が算定した年間施設管理運営費を365日で除し、1日当たりの概算施設管理運営費を算出した上で、次の指定管理者が決定するまでの期間(日数)を乗じた額とします。

また、この日数を算出するにあたり、次の指定管理者が決定するまでの期間中に休館日等が含まれていても、1日として算入するものとします。なお、算出額に千円未満の端数が生じる場合は、切り捨てます。

(3) 市は、施設設置者の責任において、火災のほか必要な損害賠償等の保険に加入します。

(4) 指定管理者は、市の損害賠償に対応できるような賠償資力を確保するため、適切な保険に加入してください。

(5) 指定管理者は、地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定の取り消しを受け、又は期間を定めて管理運営業務の全部若しくは一部の停止を命じられた場合において、市に対してその損害を請求することができません。

23 事業実施状況の評価及び協議

市は、市民満足度の高い効率的・効果的な施設の管理運営を確保するため、業務仕様書に定める要求水準の達成状況を定期的に評価するとともに、年度終了時には総合的に指定管理業務の評価を行います。

評価結果が思わしくない場合は、市は改善等必要な指示を行います。指定管理者がこれに従わない場合や、事業計画書の内容の履行を怠ったと評価されるときは、指定管理業務の停止や指定の取り消しを行います。

また、施設の管理運営上、解決すべき懸案事項がある場合は、その都度、指定管理者と協議します。なお、評価結果は市ホームページ等で情報公開します。

(1) 年度終了時に、事業報告書の提出を義務づけます。

(2) 基本4ヵ月ごとに、仕様書に定める要求水準の達成状況の報告を義務づけます。

また、施設の月間利用者数等は毎月の報告を義務づけます。

(3) 年度途中においても、市が必要と判断した時には、指定管理者に管理運営状況や収支状況等に関して報告を求めます。

(4) 市は、指定管理者からの各種報告の内容を確認し、必要な措置を行います。

また、定期または随時に担当職員による現地調査を実施し、指定管理者への指示、協議等を行います。

(5) 指定管理者には、市からの指示や評価結果に基づく自律的な改善を求めます。

(6) 施設において災害、事件・事故等があった場合の報告は、最大限の迅速・正確性を求めます。また、事件・事故等の検証結果から、その後の危機管理体制の見直し・確立等を含む再発防止策の報告を求めます。

24 業務の引き継ぎ等について

(1) 指定管理期間の終了、若しくは指定の取り消しにより次の指定管理者に引き継ぐ場合は、円滑かつ支障なく引き継ぎができるよう御協力いただきます。

(2) 現在の指定管理者に代わり、新たに指定管理者となる団体は、現在の指定管理者が当該施設の管理運営のために雇用している従業員のうち、引き続き雇用を希望するものの雇用

に可能な限り努めてください。

25 関係法規の遵守

業務を遂行する上で、以下の法規を遵守してください。その他関係する法規がある場合は、それらも遵守することとします。

- (1) 地方自治法
- (2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (3) 施設条例
- (4) 施設条例規則
- (5) 掛川市情報公開条例
- (6) 掛川市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第2号）
- (7) 掛川市環境基本条例（平成17年条例第227号）
- (8) 掛川市会計規則（平成17年規則第32号）
- (9) その他指定管理業務を行うにあたり遵守すべき法令等

26 スケジュール

- | | |
|---------------|------------------------------|
| (1) 募集要項の配布 | 令和6年5月9日（木）～令和6年5月24日（金） |
| (2) 募集説明会への申込 | 令和6年5月9日（木）～令和6年5月24日（金） |
| (3) 募集説明会の開催 | 令和6年5月29日（水） |
| (4) 質問の受付 | 令和6年5月29日（水）～令和6年6月13日（木） 正午 |
| (5) 質問の回答 | 令和6年6月21日（金） 正午 |
| (6) 申請の受付 | 令和6年7月10日（水）～令和6年7月11日（木） |
| (7) 選定委員会の開催 | 令和6年8月2日（金） |
| (8) 選定結果の通知 | 令和6年8月上旬までに通知 |
| (9) 指定管理者の指定 | 令和6年9月30日（予定） |
| (10) 包括協定書の締結 | 令和7年2月末までに |

27 その他

指定管理者の指定及び指定管理料については、掛川市議会の議決が必要となります。議案が否決された場合、選定は無効となる場合がありますので、あらかじめ御承知おきください。

28 問い合わせ先

掛川市 文化・スポーツ振興課文化政策係（市庁舎3階 北側）
〒436-8650 静岡県掛川市長谷一丁目1番地の1
電 話：0537-21-1126
F A X：0537-21-1165
電子メール：culture@city.kakegawa.shizuoka.jp
担 当：西村・安村